

三田市バスケットボール協会規約

(名 称)

第1条 本協会は、三田市バスケットボール協会と称する。

(目 的)

第2条 バスケットボールを通じて、競技者の健康づくりと交流親睦をはかり、市内バスケットボール競技の普及に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本協会は、第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- ・ 三田市市内でのバスケットボール競技会を開催すること
- ・ バスケットボール競技に関する技術の向上、規則の研究等に関すること
- ・ その他本協会の目的を達成するために有意義な事業を行うこと

(役 員)

第4条 本協会は、次の役員により役員会を組織する。

- ・ 会長は1名とし、本協会を代表して会務を総理する。
- ・ 理事長は1名とし、一般業務を処理する。
- ・ 副理事長は若干名とし、一般業務に関し理事長を補佐する。
- ・ 理事はミニ、中学、高校、一般チームより各1名とし、各部を総括する。
- ・ 総務はミニ、中学、高校、一般チームより各1名とし、一般業務を処理する。
- ・ 競技はミニ、中学、高校、一般チームより各1名とし、競技会実施に関する業務を処理する。
- ・ 強化はミニ、中学、高校、一般チームより各1名とし、技術向上及び組織強化に関する業務を処理する。
- ・ 審判はミニ、中学、高校、一般チームより各1名とし、審判に関する業務を処理する。
- ・ 会計はミニ、中学、高校、一般チームより各1名とし、会計を処理する。
- ・ 事務局長は1名とし役員会の調整を行う。
- ・ 会計監査は若干名とし、会計を監査する。
- ・ 顧問は若干名とし、会務の助言を行う。

(役員を選出)

第5条 役員は次の選出方法により行う。

- ・ 会 長 役員会の推薦により、総会承認とする。
- ・ 理事長 会長の推薦により、総会承認とする。
- ・ 副理事長 会長の推薦により、総会承認とする。
- ・ 事務局長 役員会の推薦により、会長が委嘱する。
- ・ 会計監査 役員会の推薦により、会長が委嘱する。
- ・ 顧問 役員会の推薦により、会長が委嘱する。
- ・ その他 ミニ、中学、高校、一般チームの互選による。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了でも後任者が就任するまでは、なおその業務を行う。

(会の招集)

第7条 役員会及び総会は会長が招集する。

(議 事)

第8条 会議の議事は出席者の過半数で決定する。

(規約の変更及び廃止等)

第9条 本規約の条項は、役員会において出席者の過半数の同意があれば変更及び廃止することができる。

(補 足)

第10条 その他この規約に定めるもののほか、本協会の運営に関して必要な事項は役員会に諮って会長が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この規約は平成11年4月16日から施行する。
- 2 この規約は平成14年10月31日から施行する。
- 3 この規約は平成15年4月25日から施行する。
- 4 この規約は平成21年4月22日から施行する。
- 5 この規約は平成23年4月28日から施行する。